

精神医療審査会の開催・議決については、予備委員の確保等に関する取組事例を、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(16) 生活保護法（昭 25 法 144）

(i) 費用返還義務（63 条）に基づき生じる債権については、国税徴収の例により徴収することのできる請求権には破産者に対する免責許可の決定の効力が及ばないこと（破産法（平 16 法 75）253 条 1 項 1 号）及び当該請求権に係る債務の弁済が偏頗行為の否認の例外として扱われること（同法 163 条 3 項）に鑑み、国税徴収の例により徴収することを可能とする。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号））]

(ii) 費用返還義務（63 条）に基づき生じる債権については、被保護者の申出に基づき、あらかじめ保護費と調整することを可能とする。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号））]

(iii) 保護の実施機関による日本年金機構に対する年金関連情報の照会（29 条 1 項）については、日本年金機構における人員体制等を工夫し、回答処理期間を概ね 10 日以内とするよう努める。

また、緊急に回答が必要な場合については、各年金事務所に対して照会が可能である旨を、2018 年度中に日本年金機構及び地方公共団体に通知する。

(iv) 保護の実施機関が行う要保護者等に係る調査（29 条）のうち、労働者災害補償保険法（昭 22 法 50）7 条 1 項に基づく保険給付の調査については、調査の照会先が厚生労働省労働基準局であることの周知徹底を図るとともに、同局に照会する際の様式を統一するなど、迅速かつ適正に生活保護費が決定されるよう、地方公共団体に 2018 年度中に通知するとともに、全国会議を通じて周知する。

(v) 保護施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(17) 社会福祉法（昭 26 法 45）

国及び都道府県以外の者が行う無料低額宿泊事業（2条3項8号）については、悪質な事業者を規制し、利用者に対する処遇の質を確保するため、設備、運営等に係る法令上の最低基準を設け、当該基準を満たさない事業者に対し、都道府県等が改善命令等を行うことを可能とするとともに、国、都道府県、市町村、特別区及び社会福祉法人以外の者が当該基準を満たしていることをあらかじめ確認することを可能とするため、都道府県等に対して事業開始の日から1月以内に行う届出を事業開始前の届出に改める。

[措置済み（生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成30年法律第44号））]

(18) 社会福祉法（昭 26 法 45）及び国有財産特別措置法（昭 27 法 219）

介護施設整備に係る未利用国有地の減額貸付の対象施設については、以下のとおりとする。

- ・対象施設に看護小規模多機能型居宅介護のうち小規模多機能型居宅介護に係るものを加えることを、地方公共団体に2018年度中に周知する。[再掲]
（関係府省：財務省）
- ・対象施設となる介護老人保健施設の範囲を明確化するため、地方公共団体に2018年度中に周知する。[再掲]
（関係府省：財務省）

(19) 国民健康保険法（昭 33 法 192）

高額療養費に係る限度額適用の認定要件については、「保険料」（施行規則27条の14の2第1項3号）に延滞金は含まれないことを、地方公共団体に2018年度中に周知する。

(20) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭 35 法 145）

へき地における薬局の管理者の兼務要件については、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会での薬局・薬剤師の在り方に関する議論を踏まえて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(21) 老人福祉法（昭 38 法 133）

(i) サテライト型養護老人ホーム（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭 41 厚生省令 19）12 条 6 項）については、本体施設となり得る施設として養護老人ホームを追加するよう、省令を改正する。

[措置済み（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 102 号））]

(ii) 老人福祉施設に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(22) 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭 40 法 100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金については、遺族の高齢化等を踏まえ、請求手続を簡素化する方向で検討し、2018 年度中に検討の方向性を示した上で、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(23) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防法（昭 25 法 247）に基づき市区町村が行う犬の登録（同法 4 条）の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：環境省）

(24) 雇用保険法（昭 49 法 116）

公共職業訓練に係る職業能力開発校等の長による雇用保険関係証明事務については、2018 年度中に省令を改正し、位置付けを明確化するとともに以下の見直しを行い、その旨を関係機関に周知する。

- ・公共職業訓練等受講届・通所届及び公共職業訓練等受講証明書における職業能力開発校等の長の職氏名記載欄については、氏名の記載を不要とする。
- ・公共職業訓練等通所届に係る職業能力開発校等の長による通所に関する事項

の証明については、受講した訓練に係る最終目的地のみを証明すればよい旨を明確化する。

(25) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭 62 法 30）

- (i) 介護福祉士試験の実務経験ルートについては、介護福祉士実務者研修受講者にとって受講費用が負担であること及び介護施設・事業所から職員へ介護福祉士実務者研修受講資金貸付制度の更なる周知が必要であることを踏まえ、当該制度について地方公共団体に 2018 年度中に周知する。
- (ii) 喀痰吸引等研修のうち、基本研修については、介護職員等がより受講しやすい環境を整えるため、当該基本研修の実施主体の事業所以外の場所への講師の派遣等により実施可能であることを地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(26) 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平元法 64）

医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱については、毎年度の発出を廃止する。

また、当該交付金交付要綱と併せて毎年度発出している通知については、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業、居宅等における医療の提供に関する事業及び医療従事者の確保に関する事業の早期着手に資する観点から、可能な限り早期に発出を行う。

[措置済み（平成 30 年 7 月 10 日付け厚生労働省事務次官通知）]

(27) 介護保険法（平 9 法 123）

- (i) 介護保険料の特別徴収（135 条）については、介護保険の被保険者が特別徴収の対象となる年金を複数受給している場合、このうちいずれかが年額 18 万円以上であれば、介護保険料の特別徴収を実施することが可能であることを、地方公共団体に周知する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 6 日厚生労働省老健局全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議）]

- (ii) 指定小規模多機能型居宅介護事業者の代表者が受講する認知症対応型サービス事業開設者研修（以下この事項において「研修」という。）については、代表者の変更の届出を行う場合に、研修が開催されていないことに

より、当該代表者が研修を修了していない場合、代表者変更の半年後又は次回の研修日程のいずれか早い日までに、研修を修了することで差し支えないことを明確化するため、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平 18 厚生労働省老健局計画課、振興課、老人保健課）を改正する。

[措置済み（平成 30 年 3 月 22 日付け厚生労働省老健局高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長通知）]

- (iii) 居宅介護支援に係る特定事業所集中減算の対象となるサービス（平 27 厚生労働省告示 95）については、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護及び福祉用具貸与とするよう、告示を改正する。

[措置済み（指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示（平成 30 年厚生労働省告示第 78 号））]

- (iv) 介護保険法に基づく介護サービスの運営基準等については、経過措置を含め、審議会等における地方公共団体等の意見を十分に踏まえて検討するとともに、地方公共団体の事務負担軽減の観点から、可能な限り早期に地方公共団体への当該基準等に係る省令案の情報提供及び当該基準等に係る省令の公布を行う。

- (v) 介護予防・日常生活支援総合事業の指定事業者の指定（115 条の 45 の 5）に係る事務については、地方自治法（昭 22 法 67）に基づく協議会（同法 252 条の 2 の 2）、事務の委託（同法 252 条の 14）、事務の代替執行（同法 252 条の 16 の 2）、一部事務組合（同法 286 条）、広域連合（同法 291 条の 2）等の仕組みを活用し一括で行うことが可能であること及び活用事例について、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

- (vi) 要介護認定に係る調査（27 条 2 項）については、指定市町村事務受託法人が当該調査を行う場合に、介護支援専門員以外の者にも当該調査を行わせることについて、その影響等を考慮しつつ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vii) 住所地特例（13 条）については、住所地特例対象施設を有する市町村（特別区を含む。以下この事項において同じ。）と当該住所地特例対象施設に入所する前の市町村の関係性について整理し、地方公共団体に 2018 年中に周知する。また、住所地特例対象施設の入所者が、直接、認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）へ入居する事例におい

て、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応が困難な場合について、その実態や市町村の介護給付費に与える影響等を 2019 年度中に調査した上で、住所地特例の適用や区域外指定の活用による対応について地方公共団体の意見を踏まえて検討し、2021 年度からの第 8 期介護保険事業計画の策定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(28) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平 17 法 123）

- (i) 自立訓練（機能訓練及び生活訓練）については、障害種別にかかわらず利用可能とするよう、省令を改正する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則等の一部を改正する省令（平成 30 年厚生労働省令第 31 号））]

- (ii) 同一時間帯での複数障害福祉サービスに係る報酬の算定に関する基準については、就労移行支援及び就労継続支援の在宅利用を促進する観点から、やむを得ない事由により通所による支援が困難であると市町村が判断した在宅利用者に対し、就労系サービス事業所が費用を負担し、在宅利用者の生活に関する支援を提供した場合の加算を創設する。

[措置済み（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する件（平成 30 年厚生労働省告示第 82 号））]

- (iii) 就労移行支援事業及び就労継続支援事業（A型及びB型）における施設外就労については、施設外就労先において訓練目標に対する達成度の評価を行うことを可能とする。

[措置済み（平成 30 年 4 月 10 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）]

- (iv) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 54 条に基づく精神通院医療の支給認定に関する事務のうち、申請者の所得区分の審査に係る事務については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により市区町村が当該事務を処理する場合の効果・課題等を整理し、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

- (v) 自立支援医療に係る支給認定申請書及び受給者証については、性別の記

載を削除することについて検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- (vi) 重度訪問介護については、地方公共団体等の意見や福祉施策と労働施策との役割分担を踏まえ、常時介護を必要とする障害者の在宅での就業支援の在り方について検討し、2021 年度の障害福祉サービス等報酬改定に向けて結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(29) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平 18 法 77)

- (i) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る都道府県知事から市町村長（指定都市市長及び中核市市長を除く。）への協議（3 条 6 項）については、当該認定こども園の設置者が市町村（指定都市及び中核市を除く。）である場合には不要であることを明確化するため、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

- (ii) 幼保連携型認定こども園に対する施設監査については、地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、利用者に対する処遇の質の確保に留意しつつ、監査事務を効率化する方向で検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(30) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）

施設型給付費等に係る処遇改善等加算Ⅱ（特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平 27 内閣府告示 49）1 条 35 号の 5）における加算額の配分方法等については、2018 年度と同加算の実施状況等を踏まえ検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府及び文部科学省）

(31) 子ども・子育て支援法（平 24 法 65）及び保育士等キャリアアップ研修

保育士等キャリアアップ研修の実施方法については、e ラーニング等による

研修の実施が可能であることを明確化するため、研修の効果的な実施方法等の留意事項を含め、地方公共団体に 2019 年度中に通知するとともに、e ラーニングによる研修を実施する際の参考映像を作成し、提供する。[再掲]

(関係府省：内閣府及び文部科学省)

(32) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
(平 25 法 27)

(i) 児童福祉法(昭 22 法 164)による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務(別表 2 の 9)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、児童福祉法施行規則(昭 23 厚生省令 11) 7 条の 5 に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭 14 法 73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭 22 法 50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭 26 法 191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省)

[措置済み(平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(ii) 難病の患者に対する医療等に関する法律(平 26 法 50)による特定医療費の支給に関する事務(別表 2 の 119)において、個人の収入状況を把握するために必要な情報のうち、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平 26 厚生労働省令 121) 8 条に規定する給付であって、情報連携の対象となっていない給付(船員保険法(昭 14 法 73)による障害年金及び障害手当金、労働者災害補償保険法(昭 22 法 50)による障害補償給付及び障害給付並びに国家公務員災害補償法(昭 26 法 191)に基づく障害補償)に係る情報については、地方公共団体が当該給付の申請に係る支給額の照会を行う際の様式を定めたり、照会先の整理をすることにより、申請手続を簡素化し、地方公共団体に 2018 年中に通知する。[再掲]

(関係府省：内閣官房、内閣府及び総務省)

[措置済み(平成 30 年 8 月 1 日付け厚生労働省健康局難病対策課長通知)]

(iii) 個人番号の記載を義務付けている以下の被保険者証等の再交付申請手続

については、2019 年中に省令を改正し、個人番号の提供を受ける場合と同等の本人確認のための措置を講じた場合に限り、個人番号の記載の省略を可能とする。

- ・介護保険法施行規則（平 11 厚生省令 36）に規定する被保険者証（同令 27 条 1 項）等
- ・国民健康保険法施行規則（昭 33 厚生省令 53）に規定する被保険者証（同令 7 条 1 項）等
- ・高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平 19 厚生労働省令 129）に規定する被保険者証（同令 19 条）等
- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平 18 厚生労働省令 19）に規定する障害福祉サービス受給者証（同令 23 条 1 項）、地域相談支援受給者証（同令 34 条の 50 第 1 項）及び自立支援医療受給者証（同令 48 条 1 項）並びに療養介護医療受給者証
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭 25 厚生省令 31）に規定する精神障害者保健福祉手帳（同令 30 条）

また、身体障害者福祉法施行規則（昭 25 厚生省令 15）において、個人番号の記載を義務付けている身体障害者手帳（同令 7 条及び 8 条）の再交付申請については、地方公共団体における事務の実態等を踏まえつつ、個人番号の記載の省略を検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府）

（33）行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平 25 法 27）及び難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

指定難病及び小児慢性特定疾病の医療費助成制度に係る所得区分の確認事務については、地方公共団体及び保険者との協議の上、難病の患者に対する医療等に関する法律附則 2 条に基づき、施行後 5 年以内を目途として行われる検討の中で、当該事務の在り方について検討し、結論を得る。その結論を踏まえ、当該制度における地方公共団体等の事務負担の軽減が図られるための必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：内閣府、総務省、財務省及び文部科学省）

(34) 生活困窮者自立支援法（平 25 法 105）

(i) 生活困窮者就労準備支援事業（3条4項）の1年間という利用期間の制限については、改めてアセスメントを行った上で、個々人の自立を支援するための計画に当該事業による支援を再度位置付けることにより、当該事業を再び利用することは実行上可能であることを明確化するため、「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を改訂し、その旨を都道府県、指定都市及び中核市に2018年中に通知する。

[措置済み（平成30年10月1日付け厚生労働省社会・援護局長通知）]

(ii) 生活困窮者住居確保給付金（6条）の支給については、傷病により求職活動を行うことができなくなった者が、当該傷病の治療を終え求職活動を再開した場合の、当該給付金の支給の必要性や運用方法等について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(35) 難病の患者に対する医療等に関する法律（平 26 法 50）

(i) 指定難病の医療費助成（5条）に係る自己負担上限額を管理する制度については、自己負担上限額管理票への記載漏れや誤記入等を防止する観点から、その記載方法を地方公共団体に2019年中に改めて周知し、制度の適正な実施が図られるよう努める。

(ii) 指定難病の特定医療費支給認定申請（6条1項）に係る臨床調査個人票の記載事項（施行規則14条）については、附則2条に基づき、施行後5年以内を目途として行われる検討の中で、指定難病の調査研究の推進に支障がない限りにおいて、指定難病の患者や地方公共団体等の負担を軽減する方向で検討し、結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(36) 外国人に対する生活保護の適正な実施のための措置

生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置における地方公共団体から領事館等への確認の手続については、適正な事務実施や事務負担の軽減を図る観点から、当該手続に関する実態把握を行い、2018年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(37) 肝炎治療特別促進事業

核酸アナログ製剤の認定の更新手続については、診断書又は検査内容が分か

る資料を提出し認定された者が行う、当該認定以降2回目までの更新手続において、当該資料を省略することを可能とする。また、当該資料を省略した場合には、認定協議会に意見を求めることを省略することを可能とする。

[措置済み（平成30年3月29日付け厚生労働省健康局がん・疾病対策課肝炎対策推進室長通知）]

(38) 次世代育成支援対策施設整備交付金

次世代育成支援対策施設整備交付金に係る整備計画の協議要綱については、地方公共団体による適正かつ円滑な執行のために、地方公共団体へ事前に当該要綱を情報提供するとともに、予算成立後速やかに周知を行うこととする。

(39) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

保育所から幼保連携型認定こども園へ移行する場合の財産の転用については、対象施設の写真等の添付の省略及び代替が可能となるよう、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平20厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）を2018年度中に改正する。

【農林水産省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

(2) 土地改良法（昭24法195）

土地改良事業実施中の受益地の変更については、要件や手続等の明確化を図るため、以下に掲げる事項について、関係団体等に2018年中に周知する。

・受益地からの除外手続に関する手順並びに事業計画の変更手続に関する手順

及びそれに要する期間の目安

- ・国営事業実施中の受益地の変更に当たっては、受益地からの除外を要望する者と市町村、土地改良区等との間で調整を行い、その調整が完了した場合には、遅滞なく当該農地を受益地から除外する旨を国に報告し、国はその報告を受けたことをもって当該農地を受益地から除外したものと整理すること。
- ・補助金返還を要する場合に係る考え方

[措置済み（平成 30 年 10 月 24 日付け農林水産省農村振興局整備部長通知）]

（３）漁業法（昭 24 法 267）

海区漁業調整委員会の公選委員に欠員が生じた際の補欠選挙については、廃止する。

（４）農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭 25 法 169）

- （i）農地及び農業用施設に係る災害復旧事業補助計画書（施行規則 7 条）の様式については、補助対象外経費の記載を要しないこととし、2018 年度中に告示を改正する。
- （ii）災害復旧事業の変更については、工事費の額の変更協議を要する金額の要件を検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（５）農地法（昭 27 法 229）

資力及び信用があることを証する書面として農地転用許可申請書に添付する書類については、「農地法関係事務処理要領の制定について」（平 21 農林水産省経営局、農村振興局）で例示されているものに限らず、資金計画を客観的に裏付けるものであれば、農地転用許可権者の判断で柔軟な運用が可能であることを明確化するため、2018 年度中に同要領を改正する。

（６）林業・木材産業改善資金助成法（昭 51 法 42）

林業・木材産業改善資金の貸付に係る事業の貸付確認調査結果報告については、当該貸付制度の適正な運営及び都道府県の事務負担の軽減を図るため、調査の実施時期及び報告時期を見直すこととし、都道府県に 2018 年度中に通知

する。

(7) 農業経営基盤強化促進法（昭 55 法 65）及び農地中間管理事業の推進に関する法律（平 25 法 101）

- (i) 農用地利用集積計画で定められた内容を変更する場合には、当事者及び市町村が協議していれば足り、再度、農用地利用集積計画を定めて公告する必要がないことを明確化するため、2019 年中に地方公共団体に周知する。
- (ii) 農用地利用配分計画の案の縦覧（農地中間管理事業の推進に関する法律 18 条 3 項）については、廃止する方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 農地中間管理機構が行う単純な業務に係る委託については、都道府県知事の事前承認（同法 22 条 2 項）を不要とする方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iv) 農地中間管理機構を通じた農用地等の賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転については、市町村単位で一括して行うことができる仕組みを構築する方向で検討し、2018 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(8) 都市農地の賃借の円滑化に関する法律（平 30 法 68）

生産緑地地区の区域内的の農地（2 条 2 項）については、自らの耕作の事業の用に供するため当該農地の所有者から賃借権等の設定を受けようとする者が作成し、当該農地の所在地を管轄する市町村長に認定された事業計画に従って設定された賃借権に係る賃貸借を行うときは、法定更新（農地法（昭 27 法 229）17 条）が適用されず、賃貸借の期間終了後には、所有者に返還されることとする。

[措置済み(都市農地の賃借の円滑化に関する法律(平成 30 年法律第 68 号))]

(9) 土地改良事業関係補助金

土地改良事業に要する経費に対する補助事業者への補助金の交付については、災害復旧工事等緊急を要する事業で、公益上やむを得ないと認められる場合の交付決定前着手の導入について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

また、当該補助金の交付決定については、工事の早期着手に資するため、毎年可能な限り早期に行う。

(10) 国産花きイノベーション推進事業

国産花きイノベーション推進事業の実施要件については、2019年度以降の次期対策事業において、地域の実情に応じ、地方公共団体を含む事業実施主体が自ら解決すべき課題を明確にし、解決する取組を支援する観点から、必要な見直しについて検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(11) 農地耕作条件改善事業交付金

農地耕作条件改善事業交付金の実績報告書に添付する書類のうち、契約書の写しについては、申請者の負担の軽減と事務の円滑な処理が図られるよう、2017年度の実績報告書の提出状況及び交付金の執行状況を踏まえ、簡素化する方向で検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(12) 地方創生道整備推進交付金

林道に係る事業に対する地方創生道整備推進交付金の交付については、やむを得ない事情により、交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、交付決定前の着手を可能とし、2018年度中に必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：内閣府)

(13) 食料産業・6次産業化交付金

食料産業・6次産業化交付金の交付対象事業のうち、地域での食育の推進事業については、地方公共団体及び地方農政局から意見聴取を行った上で、地方公共団体における事務の円滑な実施に資するよう、申請できない経費の明確化や、事業実施計画策定時における経費の積算の簡素化を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【経済産業省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び環境省）

(2) 火薬類取締法（昭 25 法 149）

(i) 火薬類の譲受けの許可（17 条）については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平 14 法 88）18 条の 2）等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業（同法 14 条の 2）を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。[再掲]

（関係府省：警察庁及び環境省）

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。[再掲]

（関係府省：警察庁及び環境省）

(3) 中小企業信用保険法（昭 25 法 264）

セーフティネット保証制度に係る市区町村長による特定中小企業者及び特例中小企業者の認定（2 条 5 項及び 6 項）については、その趣旨及び認定に際しての留意事項を市区町村に 2018 年度中に周知する。

(4) 砂利採取法（昭 43 法 74）

砂利採取計画については、2018 年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更（20 条 2 項）として取り扱う事項を規定する。

（関係府省：国土交通省）

(5) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平7法112)

市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書(平成28年5月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の3R推進に関する小委員会合同会合)に基づき、同報告書の取りまとめから5年を目途として行うこととされている容器包装リサイクル制度の検討及び必要に応じた見直しの中で、制度的な課題、実証研究の検証結果及び関係する審議会の意見を踏まえつつ、社会全体のコストを合理化する方策の一つとして上記選別作業の一体化に関して検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

(6) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平13法65)

低濃度PCB廃棄物等については、保管事業者及び所有事業者の状況把握を進めるとともに、低濃度PCB廃棄物等の測定方法や低濃度PCB廃棄物等への該当の有無を判定する基準の在り方を含め、低濃度PCB廃棄物等の処理推進のための課題について、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(平28法34)附則5条に基づき、同法施行後5年以内に行うこととしている見直しの際に、都道府県及び政令で定める市(26条1項)(以下「都道府県市」という。)並びに有識者等の意見を踏まえて検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

【国土交通省】

(1) 鉄道営業法(明33法65)及び道路法(昭27法180)

鉄道に関する技術上の基準を定める省令(平13国土交通省令151)39条及び道路法31条1項に基づき、道路と鉄道の交差の方式の例外として認められている踏切道の新設については、一律に既存の踏切道の除却を条件とすることのないよう、鉄道事業者及び道路管理者から状況等を聴取し、その結果及び地

域の実情を踏まえ、運用基準を明確にする方向で検討し、2018年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(2) 建設業法（昭 24 法 100）

二以上の都道府県の区域にわたる建設業の国土交通大臣に対する許可申請等に係る都道府県経由事務（44条の4）については、廃止する。

その際、申請手続が電子化されるまでの間において、都道府県が希望する場合には、都道府県を経由して国土交通大臣に提出することも可能とする。

(3) 中小企業等協同組合法（昭 24 法 181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

（関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び環境省）

(4) 通訳案内士法（昭 24 法 210）

通訳案内士の登録申請時の添付書類（施行規則 16条2項）については、申請者の負担及び地方公共団体の事務負担の軽減を図るため、履歴書に代えて、より簡便な宣誓書の提出を求めるほか、医師が通訳案内士の業務内容を正確に理解し容易に診断できるよう、健康診断書の様式を見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(5) 建築基準法（昭 25 法 201）

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限（51条）については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省：環境省)

(6) 建築基準法（昭 25 法 201）及び都市計画法（昭 43 法 100）

立体道路制度については、市街地の環境を確保しつつ、適正かつ合理的な土地利用の促進と都市機能の増進とを図るため、道路の上空又は路面下において建築物等の建築又は建設を行うことが適切であると認められるときは、都市再生緊急整備地域（都市再生特別措置法（平 14 法 22） 2 条 3 項）の指定を受けていない地域の一般道路においても立体道路制度の活用を可能とする。

[措置済み（都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 22 号））]

(7) 建築士法（昭 25 法 202）

都道府県建築士審査会の委員の任期（30 条 1 項）については、一律に条例委任又は条例で法定任期以外の任期を設定可能とする。

(8) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭 26 法 97）

災害復旧事業の設計変更については、迅速な変更協議を可能とするよう、2019 年中に事務手続の簡素化や研修等の充実の措置を講ずる。

(9) 道路運送法（昭 26 法 183）

自家用有償旅客運送者（79 条）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る 78 条 3 号に基づく許可については、地域の実情に応じて自家用有償旅客運送を円滑に実施することが可能となるよう、以下のとおりとする。

- ・市町村及び関連性が高いと考えられる貨物自動車運送事業者（又はそれを代表し得る者）等を構成員に含む協議会等（地域公共交通会議（施行規則 9 条の 2）を含む。）の場で協議が調った場合には、運輸支局長が対象地域を判断するに当たって必要に応じて行うこととされている関係者からの意見の聴取を要しないこととし、地方運輸局に 2018 年度中に通知する。
- ・地方公共団体及び地方運輸局に対する情報提供等により、当該許可の迅速かつ柔軟な運用に努める。
- ・当該許可の在り方については、自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る運送の実態やニーズの動向等を検証しつつ、

引き続き検討する。

(10) 道路運送法（昭 26 法 183）、鉄道事業法（昭 61 法 92）、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平 19 法 59）及び交通政策基本法（平 25 法 92）

(i) 道路運送法 94 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び輸送実績報告書（旅客自動車運送事業等報告規則（昭 39 運輸省令 21）2 条）に含まれる一般乗合旅客自動車運送事業者の情報並びに鉄道事業法 55 条 1 項に基づき国土交通大臣に報告することとされている事業報告書及び鉄道事業実績報告書（鉄道事業等報告規則（昭 62 運輸省令 9）2 条）に含まれる鉄道事業者の情報については、あらかじめ、提供可能な情報を明確にした上で、地方公共団体から国土交通省に情報提供の依頼があった場合には、国土交通省が当該提供可能な情報について当該地方公共団体に対し速やかに提供する仕組みを構築し、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(ii) 地方公共団体が地域公共交通に係る施策の策定及び実施のために必要とする公共交通事業者に係る情報については、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 4 条 4 項及び交通政策基本法 10 条、12 条、27 条等の趣旨を踏まえ、地方公共団体への情報提供に可能な限り協力するよう、公共交通事業者に 2018 年度中に通知する。

また、地方公共団体と公共交通事業者が連携して、地域公共交通に係る施策の策定及び実施に資する情報の共有及び活用に取り組んでいる事例について、地方公共団体に 2018 年度中に周知する。

(11) 公営住宅法（昭 26 法 193）

家賃の滞納が生じている者への対応については、適切な対応が講じられるよう、入居者の収入状況の報告の請求等（34 条）の活用事例を含め、各地方公共団体における取組事例を調査し、地方公共団体に 2019 年中に周知する。

(12) 宅地建物取引業法（昭 27 法 176）

宅地建物取引士証の記載事項（施行規則 14 条の 11）のうち、宅地建物取引士の氏名における旧姓使用の可否については、都道府県及び不動産団体の意見を聴いた上で、旧姓使用を可能とする方向で検討し、2019 年中に結論を得る。

その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(13) 道路法（昭 27 法 180）

- (i) 地方公共団体による橋梁等の定期点検の在り方については、専門家の意見を聴取した上で、地方公共団体が持続可能かつ実効性ある点検を実施することが可能となるよう、点検の効率化や合理化を図り、2018 年度中に定期点検の見直しを行う。
- (ii) 不用物件の管理期間（92 条 1 項及び施行令 38 条）については、地方公共団体における道路管理の実態等について把握した上で、その在り方について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(14) 航空法（昭 27 法 231）

国土交通大臣の許可（132 条）又は承認（132 条の 2）を必要とする無人航空機の飛行については、操縦者の飛行経歴が 10 時間に満たない場合であっても、安全を担保することが可能であると判断できる場合には、柔軟に許可することが可能であることを明確化するため、柔軟に許可した事例について、2018 年中に公表するとともに地方公共団体に通知する。

(15) 砂利採取法（昭 43 法 74）

砂利採取計画については、2018 年度中に省令を改正し、認可ではなく届出により対応可能な軽微な変更（20 条 2 項）として取り扱う事項を規定する。[再掲]

（関係府省：経済産業省）

(16) 都市計画法（昭 43 法 100）

- (i) 地方公共団体が主体的に計画し、地域公共交通会議（道路運送法施行規則（昭 26 運輸省令 75）9 条の 2）等の議を経て地域住民の生活に必要な旅客運送を確保するものとして運行するコミュニティバスの用に供する施設については、開発許可が不要な建築物を規定した施行令 21 条 26 号（地方公共団体が直接その事務又は事業の用に供する施設）に該当し得る旨を、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

- (ii) 法令の制定又は改廃に伴い必要とされる都市計画の条項ずれに係る形式的な修正については、その修正を直ちに行わないという理由のみをもって、都市計画そのものの効力に影響を及ぼすものではないことを、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。
- (iii) 都道府県が都市計画の変更を行う場合における軽易な変更とされる事項（施行規則 13 条）については、他の都市計画道路の廃止に伴う隅切りの廃止を含むよう、2019 年中に省令を改正する。
- (iv) 開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目のうち、公園等の設置基準に係る施行令 25 条 6 号ただし書の適用については、開発区域の周辺に公共空地として存続することが担保されている緩衝緑地等が存する場合もその対象になり得ること、公園等の管理者となる市町村（特別区を含む。）と十分な連絡調整を図ることが望ましい旨を、地方公共団体に 2019 年中に周知する。
- (v) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議（19 条 3 項（21 条 2 項で準用する場合を含む。））については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項を、都道府県が市町村と調整の上定める協議ルールに位置付ける取組を更に進め、その定着状況を確認の上、2019 年度を目途に必要な措置を講じ、同意を廃止する。

(17) 国土利用計画法（昭 49 法 92）

土地売買等の事後届出（23 条 1 項）の受理に係る事務については、条例による事務処理特例制度（地方自治法（昭 22 法 67）252 条の 17 の 2 第 1 項）により、当該事務を処理する権限を移譲されている市町村（特別区を含む。）においては、都道府県との間で届出内容等の情報共有が行われている場合には、正本のみで受理することを可能とし、地方公共団体に 2018 年度中に通知する。

(18) 統計法（平 19 法 53）

法人土地・建物基本調査に係る都道府県知事が行う事務については、基幹統計調査として求められる統計技術的な合理性及び妥当性にも留意しつつ、都道府県の負担を軽減する方向で、当該事務の在り方について検討し、2020 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(19) 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

- (i) 生活交通確保維持改善計画に記載した内容に変更すべき事由が生じた場合の計画の変更時期等については、原則1か月前に変更申請を行う運用としているが、やむを得ない場合は、1か月前でなくとも申請を受け付けることを、都道府県の協議会等において2018年度中に周知する。
- (ii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、補助対象年度以降の費用の総額等の記載について、地域公共交通を確保及び維持するための定量的な目標及び効果等が適切に計画されているかを判断する上で必要性が低いと判断できる場合には省略が可能となるよう見直す方向で検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (iii) 地域間幹線系統に対する補助の申請時に策定する生活交通確保維持改善計画については、早期の計画認定に資するよう、必要事項の記載等の誤りを防止する観点から、自動計算が可能な様式の配布や提出先である運輸支局等との連携方法を見直すなど、必要な方策を検討し、2018年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(20) 補助事業等により取得した財産の財産処分に関する事務

国土交通省水管理・国土保全局所管の国庫補助事業等により取得した財産の処分については、雪害の発生によりあらかじめ目的外使用が見込まれる場合には、目的外使用の内容に応じて複数年にわたる事前の財産処分承認申請を可能とし、その旨を関係団体等に2018年度中に周知する。

【環境省】

(1) 中小企業等協同組合法（昭24法181）

中小企業等協同組合法への暴力団排除条項の導入については、同法に基づき設立された組合に暴力団員等が関与し、その活動を通じて暴力団の威力が行使され、組合員の公正な経済活動の機会を確保するなどの措置が必要であるかを検討し、2019年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省)

(2) 火薬類取締法 (昭 25 法 149)

(i) 火薬類の譲受けの許可 (17 条) については、都道府県の指導の下、認定鳥獣捕獲等事業者 (鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 (平 14 法 88) 18 条の 2) 等による実包の十分な管理体制が確保されることを前提に、捕獲従事者が装薬銃を用いて指定管理鳥獣捕獲等事業 (同法 14 条の 2) を行う場合には、当該従事者が火薬類を譲り受ける際の許可を、一定数量に限り不要とする。[再掲]

(関係府省：警察庁及び経済産業省)

(ii) 指定管理鳥獣捕獲等事業交付金を受けて指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合の事業費の運用及び管理方法については、事業の円滑な実施に資するよう、同交付金の対象に火薬類の譲受けに係る経費が含まれることを、都道府県に 2018 年度から毎年度情報提供等を行う。[再掲]

(関係府省：警察庁及び経済産業省)

(3) 建築基準法 (昭 25 法 201)

工業地域又は工業専用地域内における廃プラスチック類の破碎施設に係る新築、増築又は用途変更に際する当該施設の位置に対する制限 (51 条) については、都市計画決定の状況及び同条ただし書における許可の状況に係る地方公共団体における実態や当該施設の活動実績を調査し、周辺の市街地環境への影響を整理した上で、当該許可の考え方について検討し、2019 年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。[再掲]

(関係府省：国土交通省)

(4) 自然公園法 (昭 32 法 161)

国立公園事業取扱要領 (平 23 環境省自然環境局) 第 10 の 1 (7) に定める国立公園事業の執行の協議 (10 条 2 項) 又は認可 (同条 3 項) の審査基準については、企業保養所等が国立公園事業のうち、宿舍事業として認められる具体的な要件の明確化を求めるニーズを踏まえ、国立公園事業として公益性・公平性を確保できる基準を設定するための実態調査等を行う。その結果に基づき当

該要件を明確化し、都道府県に 2019 年 9 月までに通知する。

(5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭 45 法 137）

非常災害に係る一般廃棄物処理施設の設置の特例（9 条の 3 の 3）については、全国廃棄物・リサイクル行政主管課長会議や災害廃棄物の処理に係る地域ブロック協議会等を活用し、既に制定されている条例の事例等も示しつつ、地方公共団体において条例が制定されるよう、積極的に周知・助言等を行う。

また、当該特例措置の利用を含めた災害廃棄物の処理が円滑に進むよう、国において、処理施設の所在地等を把握するための調査を 2018 年度中に行い、同調査結果を整理した上で、特例規定に基づく条例の策定状況、災害廃棄物の受入可能な廃棄物処理施設及び災害廃棄物の処理に関する支障や課題について、地方公共団体に対して 2019 年度中に調査を行う。その後、取りまとめた情報を地方公共団体に提供するなど、必要な支援を適切に行う。

あわせて、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理の推進の観点から、当該調査結果に基づき、有識者や関係団体等から意見聴取を行った上で、特例規定に基づく条例制定の負担軽減も含め、必要な対応を検討し、2019 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(6) 動物の愛護及び管理に関する法律（昭 48 法 105）

狂犬病予防法（昭 25 法 247）に基づき市区町村が行う犬の登録（同法 4 条）の窓口事務及びマイクロチップによる情報登録の窓口事務の一元化については、犬の登録手続及びマイクロチップ登録手続のワンストップサービス化、並びに鑑札装着の代替措置としてのマイクロチップ装着について検討されている動物の愛護及び管理に関する法律等の改正の検討状況を踏まえ、その具体的な運用方法を検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。〔再掲〕

（関係府省：厚生労働省）

(7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平 7 法 112）

市町村とリサイクル事業者の行う選別作業については、容器包装リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（平成 28 年 5 月産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルワーキンググループ・中央環境審議会循環型社会部会容器包装の 3 R 推進に関する小委